



気象警報等発表時における学校対応について

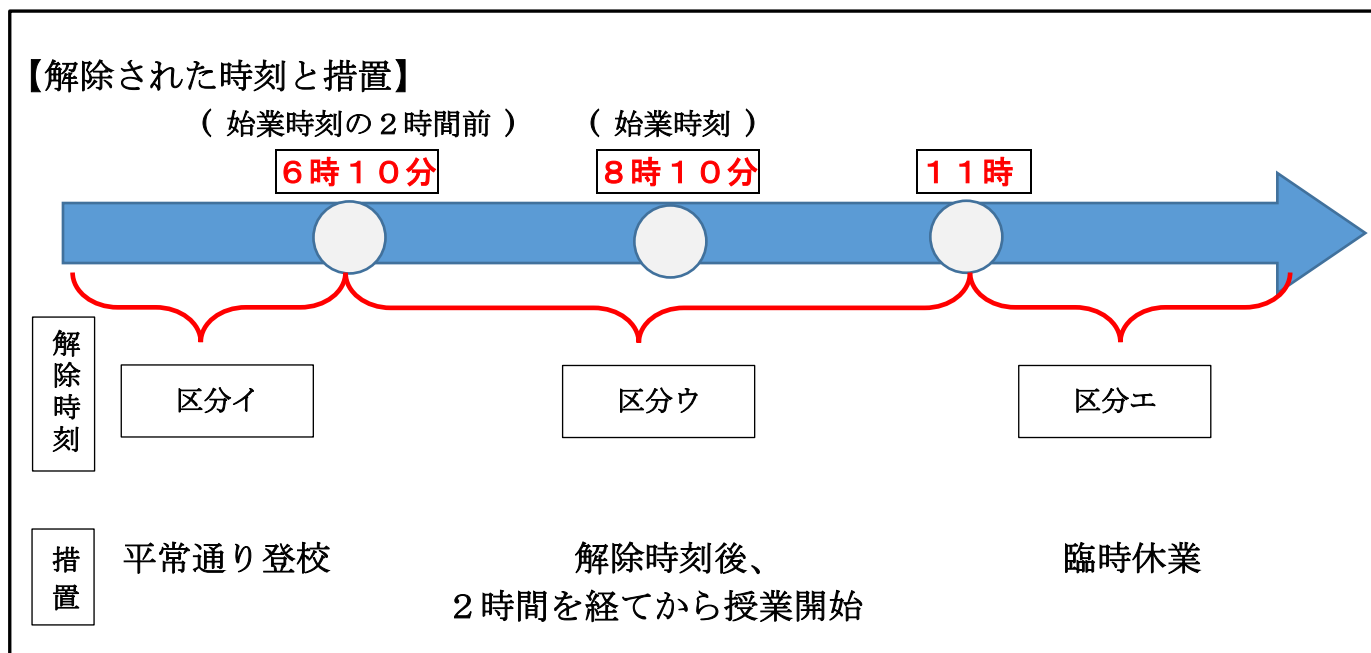
羽島市立羽島中学校

気象警報等が発表された場合、原則として次のように対応します。ご家庭でも、正確な情報をもとに適切な措置をお願いいたします。

(1) 登校前に、羽島市において警報（特別・暴風・大雨・洪水・大雪）が発表された場合

| 区分 | 内 容 | 措 置 |
|----|---|---|
| ア | ◆警報が解除されるまで。 | ○家庭で待機 |
| イ | ◆始業時刻（8時10分）の2時間前（6時10分）までに警報が解除された場合。 | ○平常通り登校 □事前に通学路の安全確認。 □教師やPTA、地域のボランティアなど、大人が見届け。 |
| ウ | ◆始業時刻（8時10分）の2時間前から、午前11時まで警報が解除された場合。 | ○解除時刻後、2時間を経てから授業開始 □事前に通学路の安全確認。 □教師やPTA、地域のボランティアなど、大人が見届け。 |
| エ | ◆午前11時以降に警報が解除された場合。 | ○臨時休業 □外出を控えるよう指導。 |
| 備考 | 区分 イ・ウの場合であっても、通学路や地域の状況によっては、保護者の判断で登校させなくてもよい。この場合、遅刻や欠席にはならない。 | |

※「記録的短時間大雨情報」発表時も、上記（1）と同様の対応。



<連絡事項>

- 台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることがあります。その場合、**お弁当**の準備をお願いすることがあります。ご承知おきください。
- 学校から保護者への連絡が必要な場合は、「すぐーる」を活用します。（裏面：登校後について）

(2) 登校後に、羽島市において警報（特別・暴風・大雨・洪水・大雪）が発表されて、授業の打ち切りが決定した場合

| 区分 | 内 容 | 措 置 |
|----|---|--|
| ア | ◆安全に帰宅できると判断した場合。(帰宅しても保護者等が不在など、帰宅が困難と認める場合は、次の区分イの措置をとる。) | ○当日の授業を中止して、速やかに下校 <input type="checkbox"/> 下校前に通学路の安全確認。 <input type="checkbox"/> 通学路において、教職員やPTA等が見届けを行う。 <input type="checkbox"/> 帰宅確認を行う（「すぐーる」等の活用）。 |
| イ | ◆帰宅困難と認めた場合。 | ○校内で最も安全な場所で待機 同時に、保護者に連絡を取り、一人一人確実に保護者に引き渡す。 ○状況によっては、保護者とともに学校に留めることもある。(堤防決壊・道路寸断・冠水等、保護者共々、帰宅することが危険な場合。) |